

第 9 0 回 川 崎 市 公 募 公 債
発 行 要 項

- | | | |
|-----------------|--|--|
| 1. 発行者の名称 | 川崎市 | ゴールドマン・サックス証券株式会社 |
| 2. 発行総額 | 金 1 0 0 億円 | バークレイズ証券株式会社 |
| 3. 発行の目的 | 平成 2 9 年度一般会計資金及び
下水道事業会計資金 | 川崎信用金庫 |
| 4. 発行日 | 平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日 | 東海東京証券株式会社 |
| 5. 各公債の金額 | 1 万円
本公債については、社債、株式等の
振替に関する法律（平成 1 3 年法律
第 7 5 号）の規定の適用を受けるもの
とする。 | しんきん証券株式会社
メリルリンチ日本証券株式会社
株式会社三菱東京 U F J 銀行 |
| 6. 利 率 | 年 0 . 2 1 0 パーセント | 16. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構 |
| 7. 発行価額 | 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円 | 17. 発行代理人及び支払代理人 |
| 8. 償還金額 | 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円 | 第 1 6 号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代
理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行にお
いてこれを取り扱う。 |
| 9. 償還の方法及び期限 | (1) 本公債の元金は、平成 3 9 年 1 2 月 2 0 日にその全
額を償還する。
(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前
日にこれを繰り上げる。
(3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 | 以 上 |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれ
をつけ、平成 3 0 年 6 月 2 0 日を第 1 回の支払期日と
してその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 2 0 日
及び 1 2 月 2 0 日の 2 回に、各その日までの前半箇年
分を支払う。
(2) 発行日の翌日から平成 3 0 年 6 月 2 0 日までの期間
につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年
に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもっ
てこれを計算する。
(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、そ
の前日にこれを繰り上げる。
(4) 償還期日後は、利息をつけない。 | |
| 11. 申 込 期 日 | 平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日 | |
| 12. 募 入 方 法 | 応募超過の場合は、本公債の引受並
びに募集取扱会社の代表者が適宜
募入額を定める。 | |
| 13. 払 込 期 日 | 平成 2 9 年 1 2 月 2 8 日 | |
| 14. 募集の受託会社 | 株式会社横浜銀行（代表）
株式会社みずほ銀行 | |
| 15. 引受並びに募集取扱会社 | 株式会社横浜銀行（代表）
野村證券株式会社
株式会社みずほ銀行
大和証券株式会社
みずほ証券株式会社
S M B C 日興証券株式会社
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社
株式会社三井住友銀行
岡三証券株式会社 | |